

# 令和2年7月定例会 資料

長浜市教育委員会



# 令和2年7月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和2年7月27日(月) 午後1時30分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
6月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第33号 長浜市ALT(外国語指導助手)民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

日程第5 その他

## 3. 閉 会

令和2年8月教育委員会定例会開催予定 8月19日(水) 午後1時30分～

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育指導課

議案番号：第33号

件 名：長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

### 第1 提出理由

この要綱は、長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

### 第2 要点

#### 1 名称

長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会

#### 2 所掌事務

事業者の審査に必要となる実施要項、仕様書、評価基準、その他必要となる事務

#### 3 組織

学校関係者及び教育委員会事務局職員 計5人

#### 4 スケジュール（予定）

業者選定 令和2年12月頃まで

ALT派遣開始 令和3年4月から

### 第3 施行期日

告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱  
の制定について

長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次の  
ように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和2年7月27日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（名称）

第2条 本委員会は、長浜市ALT（外国語指導助手）民間派遣業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 【公募型】企画提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長（規則第6条の委員長をいう。以下同じ。）が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 行政関係者

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育指導課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。